

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日閣議第247号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 基本的な審査方法等</p> <p>II 受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同条第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）であるか、保全担保（同法第7条の8第1項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）の要否（担保の提供を命じられた者であるか）及び提供の有無を確認（保全担保の要否及び提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）に確認する。）の上、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>III 審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>(1) 引取りに関する事項の審査</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 関税法第69条の11、同第70条、同第71条に基づく輸入許可等の要件に関する審査</p> <p>なお、関税法第70条に基づく他法令の確認に係る審査は、原則として他法令の許可書、承認書等により行い、貨物の種類、輸出国、数量等からみて当該許可書、承認書等の内容に疑義がある</p>	<p>第1 基本的な審査方法等</p> <p>II 受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類が担当部門に提出された際には、通關担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同条第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）であるか、保全担保（同法第7条の8第1項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）の要否（担保の提供を命じられた者であるか）及び提供の有無を確認（保全担保の要否及び提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税關官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）に確認する。）の上、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>III 審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>(1) 引取りに関する事項の審査</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 関税法第69条の11、同第70条、同第71条に基づく輸入許可等の要件に関する審査</p> <p>なお、関税法第70条に基づく他法令の確認に係る審査は、原則として他法令の許可書、承認書等により行い、貨物の種類、輸出国、数量等からみて当該許可書、承認書等の内容に疑義がある</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日閣議第247号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>場合には、輸入者から追加的な説明又は資料の提出等を求め、当該疑義の解明を図るものとする。更に、引取申告の場合において、輸入者が他法令手続を不要と判断した申告であっても、申告された貨物の品名等により当該手続の必要性について疑義がある場合には、輸入の許可の判断のため<u>仕入書等</u>の提出を求め疑義の解明を図るものとする。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>場合には、輸入者から追加的な説明又は資料の提出等を求め、当該疑義の解明を図るものとする。更に、引取申告の場合において、輸入者が他法令手続を不要と判断した申告であっても、申告された貨物の品名等により当該手続の必要性について疑義がある場合には、輸入の許可の判断のため<u>仕入書</u>の提出を求め疑義の解明を図るものとする。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>
<p>第5 包括審査制</p> <p>II 包括審査等</p> <p>2 包括審査</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 包括審査を完了した場合には、「包括審査記録」（別紙様式1）に記録するとともに、申告書（許可書用。以下「輸入許可書」という。）の税関記入欄に「包括審査済（平成 年 月 日まで有効）」の押印又は記載を行う。</p> <p>なお、包括審査済貨物の同一性の確認を容易にするため、貨物の特徴（構造、機能、用途等）の追加記載が必要な場合には、輸入者等から必要事項を補足記入した<u>仕入書等</u>の写しを提出させ、輸入許可書に添付し、審査印で割印する。</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p>	<p>第5 包括審査制</p> <p>II 包括審査等</p> <p>2 包括審査</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 包括審査を完了した場合には、「包括審査記録」（別紙様式1）に記録するとともに、申告書（許可書用。以下「輸入許可書」という。）の税関記入欄に「包括審査済（平成 年 月 日まで有効）」の押印又は記載を行う。</p> <p>なお、包括審査済貨物の同一性の確認を容易にするため、貨物の特徴（構造、機能、用途等）の追加記載が必要な場合には、輸入者等から必要事項を補足記入した<u>仕入書</u>の写しを提出させ、輸入許可書に添付し、審査印で割印する。</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p>